第21回社会保障審議会 少子化対策特別部会

____ 参考資料 2

平成20年12月16日

第1次報告(案)に係る 保育事業者検討会における 各保育事業者の主な意見について

│○ 菅原委員(全国私
立保育園連盟)

- 真ん中の改革案について、直接契約・バウチャー方式ではない方向の仕組みに発展させていけるものがたくさん含まれており、その方向をこれからも具体的なところで生かしていただきたい。この仕組みを基に「特定の財源」が確保されれば、現行の基準を基にさらに質の向上に繋がる制度の構築を考えることが可能となる。
- 全ての子ども、全ての家庭を大事にすることが大切である。
- 利用料については、公定価格であり、かつ、応能負担であるべき。
- 需給バランスが崩れたときに、市町村の利用調整など、入所決定の仕組みが問題となってくるのではないか。
- 保育料は行政で徴収すべき。その上で、保育所が代行徴収することはありうる。
- 事業者参入の仕組みについて、基準がダブルスタンダードにならないようにすべき。
- 今後、具体的にどのように詳細を組み立てていくのか。その際にも、引き続き、事業者の 意見を聞いていって欲しい。

○ 木原委員(全国私 立保育園連盟)

- 保育団体の3団体は、すべて右の「市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式」はまずいという共通認識をもっていると思う。
- 利用者補助よりも、機関補助の方が、事業者に使命感を意識付けることから、機関補助 にした方が良いのではないか。
- 親のニーズに応えるインセンティヴは、子どものための保育の質の向上につながらないのではないか。
- 保育料の徴収は市町村の責任であり、市町村に義務があるようにすべきではないか。

○ 西田委員(全国保 育協議会)

- 現状の保育制度の課題を改善していくことについては賛意を表している。また、市場原理 に基づく直接契約、バウチャー方式には一貫して反対をしてきた。この反対は今後も変わら ない。
- 提示された「今後の保育制度の姿(案)」はまだフレームであって、保育組織としてはその 是非を判断できる段階ではない。具体的な制度の細部の検討を詰めたものを示してもらえ ないと、判断できない。
- これらの仕組みで子どもの発達をしっかり保障していけるのか。特別部会との温度差を感じる。
- 公私2万1,000か所の会員保育所を有する組織であるので、組織全体で認識を共有する には時間がかかる。年内のまとめは現実として無理。
- 財源を確保すること、社会的な理解を得ることが必要であることを考えると、継続して審議することが必要ではないか。

〇 伊東委員(全国保 育協議会)

- 保育所で保育料の徴収をするとなると、事務量が増大することや、未納の問題などについて、何らかの対応が必要ではないか。徴収の最終的な責任は市町村とすべきである。
- ○地域格差が広がらない仕組みの担保、また定員20名、30名規模の保育所がなりたつ仕組 みを考える必要がある。

\bigcirc	永野委員(日本保
ī	育協会)

- 我々も現行制度を維持するのではなく、保育の内容を保障しつつ、現行制度を改善すべきと考えている。従って、保育の質を保つ現行制度改善案とすべき。
- 最初の左の案と真ん中の案は受給権と保育に欠けるというところが一番違うと思う。公の 責任という面から見ると、市町村が受給権を与えるだけでは、保育の内容が保障できないの ではないか。これでは公的責任の後退のように感じる。
- 保育の質は、すなわち保育士の処遇の問題である。その点で、現行制度維持、新たな保育の仕組み、市場原理の順番で保育士の処遇は、保障される。
- 新たな保育の仕組みは、介護制度、自立支援制度に類似している。それらの制度で、何 故職員が困窮したかを反省・検証した後、保育制度の検討の俎上にのせるべきである。

○ 坂崎委員(日本保 育協会)

- バウチャー方式については反対である。
- 今の段階では判断はできない。
- 今の段階で案を一本化して出そうとしているのか。そうであれば、議論の進め方として、不信感がなかなか抜けない。

│○ 佐久間委員((株)べ
ネッセスタイルケア)

- 少子化対策が非常に大きな問題となっており、非常に財源もかかる中での議論で、真ん中の案は、質を保ちながら量を増やしていくことに一歩踏み込んだ案になっていると感じる。
- 運用面では、さらにつめた議論をしていく必要があるのではないか。
- 受給権があるのに保育所に入れないという問題が出てくるのではないか。
- 専業主婦にも利用の対象を広げるとすると、財源が薄く広くということになってしまうと、現在でも保育が必要な人のサービスまで厳しくなってしまうのではないか。財源配分の優先順位付けが必要ではないか。

山口委員((株)JP ホールディングス)

- 指定に当たっては、最低基準の確認だけではなく、適格性や財務の健全性の確認などが 必要ではないか。
- 突然の撤退に係る問題は、株式会社だけの問題ではなく、社会福祉法人等にも起きる問題である。